

遺伝子組換え動物の取り扱い

2004年2月19日に、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）」が施行されました。カルタヘナ法は、生物の多様性を確保するために遺伝子組換え生物の使用等を規制する法律です。

動物実験で使用されるノックアウトマウスやトランスジェニックマウスなどは、カルタヘナ法において「環境中の拡散を防止する意図をもって行う使用（第二種使用等）」に分類されます。

第二種使用等における拡散防止措置について確認しましょう。



拡散防止措置対策



「組換え動物等飼育中」「組換え動物等実験中」の表示

組換え動物を飼育室から持ち出し、研究室で使用する場合は研究室にも表示が必要です。

「組換え動物等飼育中」・「組換え動物等実験中」のプレートは中央実験動物施設に用意してあります。必要な方はお声掛けください。



耳パンチ、個別ケージなどの識別ができる飼育措置

組換え動物であることを示す識別が必要です。また、組換え動物と野生種は同一飼育室で飼育可能ですが、その場合野生種も「組換え動物」と同様に取り扱います。野生種にも識別が必要になります。



運搬時には逃亡防止構造をもつ容器の使用

組換え動物用持ち出しケースを準備しました。組換え動物を研究室に持ち出す場合は専用ケースを使用してください。



保管(胚を凍結して超低温庫で保管している状態)している場合

容器には「遺伝子組換え生物」の表示を、保管庫には「遺伝子組換え生物等保管中」の表示をお願いします。

不適切な取り扱い事例

文部科学省安全部会資料より

× 実験または飼育中の遺伝子組換えマウスが室外で発見された。

→ 使用前後には動物数を確認しましょう。

× マウスに接種した遺伝子組換えウイルスを不活化せずに廃棄した。

→ 実験者が複数いる場合は連絡を徹底しましょう。

× 実験室に「組換え動物実験中」等の表示がなかった。

→ 実験中は表示をしましょう。

× 法令に基づく文部科学省の確認を受けずに、第二種使用等を実施した。

→ 使用には「帝京大学遺伝子組換え生物実験安全委員会」の承認が必要です。



罰則

措置命令に違反した者

1年以下の懲役

¥ 100万円以下の罰金

拡散防止措置未確認での使用

¥ 50万円以下の罰金

情報提供なしでの譲渡

¥ 50万円以下の罰金

通告、表示なしでの輸出

¥ 50万円以下の罰金